

令和4年2月28日

お客さま 各位

湘南信用金庫

一定金額未満の口座解約における押印不要（印鑑レス）の取扱開始 および預金規定の改定について

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため以下の取扱いを開始するとともに、関係する預金規定の一部改定を行いますのでお知らせいたします。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご承知おきください。

記

1. 取扱開始日・改定日

令和4年3月14日（月）

2. 改定する内容

残高1万円未満の普通預金等の解約手続において、「ご解約（払戻請求書）」伝票への届出印の押印に代えて、預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、当金庫が別途定める本人確認書類の提示および本人の署名をもって解約することができます。

(1) 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

（注）法人等のお客さまは対象外です。

(2) 対象となる口座

預金残高が1万円未満の普通預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座

（注）お取引の内容により、一部対象とならない場合がございます。

(3) ご持参・ご提示いただくもの

① 通帳およびキャッシュカード（発行されている場合）

② 運転免許証等の顔写真付き公的本人確認書類

（注）ご本人さまであることを確認のうえ、コピーを取らせていただきます。

3. 改定する預金規定

(1) 総合口座取引規定

(2) 普通預金規定

(3) 無利息型普通預金規定

(4) 貯蓄預金規定

(5) 納税準備預金規定

（注）詳細は下記の「新旧対照表」をご参照ください。

以上

※ ご不明な点につきましては、当金庫本支店の窓口にお問合せください。

新旧対照表

総合口座取引規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>10. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金の口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりません。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書を発行します。</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章による押印に代えて当金庫が別途定める本人確認書類の提示により本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約することができます。</u></p> <p>(3) (省略)</p>	<p>10. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金の口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりません。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書を発行します。</p> <p style="text-align: center;">【追加】</p> <p>(2) (同左)</p>

普通預金規定・無利息型普通預金規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりません。</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章による押印に代えて当金庫が別途定める本人確認書類の提示により本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約す</u></p>	<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりません。</p> <p style="text-align: center;">【追加】</p>

<p>ることができます。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>①～⑦ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>
--	---

貯蓄預金規定・納税準備預金規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりませう。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章による押印に代えて当金庫が別途定める本人確認書類の提示により本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約することができます。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりませう。</p> <p style="text-align: center;">【追加】</p> <p>(2) (同左)</p> <p>①～⑦ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。</p> <p>この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>

アンダーライン 改正箇所